

平成26年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年3月4日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月10日 午前10時00分		
	延 会	3月10日 午後2時27分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	11	東恩納 寛 政	2	石 川 清 友
職務のため議場 に出席したもの	事務局長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課長	島 袋 隆 則	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦		
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建設課長	金 城 正 明		
経済課長	小那覇 安 隆			

平成26年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第4号

平成26年3月10日（月曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	決 議 第 1 号	T P P 交 渉 に 関 す る 要 望 決 議	説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決
2		一 般 質 問	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「決議第1号 TPP交渉に関する要望決議」を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。2番。

○ 2番 石川清友君

決議第1号

平成26年3月10日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也 殿

提出者	石 川 清 友
賛成者	内 間 利 三
〃	東恩納 寛 政
〃	山 城 太
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫
〃	與 儀 常 次
〃	與那嶺 好 和
〃	與那嶺 篤 哉

TPP交渉に関する要望決議

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

TPP交渉に関する要望決議

TPP交渉は、前開催地シンガポールで行われた閣僚会合では、期限を設けず今後も首席交渉官レベルによる協議で交渉を進めるとしていたが、ここに来て日米間が早期妥結を旨として、交渉を進めることで一致し、TPP交渉が急展開する可能性がでてきた。TPPに参加し関税などの国境措置が撤廃された場合には、農林水産業を基幹産業とする町村の多くは、海外からの大量な安価な農林水産物の流入等により、深刻な打撃を被り、農山漁村が崩壊することは必至である。

とりわけ、離島県である沖縄県においては、農業の基幹作物であるさとうきびをはじめ肉用牛、酪農、パイナップル生産に壊滅的な打撃を受けるばかりでなく、関連産業も含めた地域社会の崩壊も危惧され、

県域全体への大きな影響が懸念されている。

よって、国は、目標とする食糧自給率の達成、食の安全性の確保、農山漁村の景観及び自然環境の維持、水源涵養等の公益的機能等を維持する観点及びこれまで営々と築き上げてきた制度を守る観点から、我が国の実情に十分配慮した交渉を行い、下記の点を確保し、これらが十分に担保されない場合は、ＴＰＰ交渉からの脱退を含め、毅然とした対応をするよう強く要望する。

記

1. 農山漁村に与える影響に鑑み、とりわけ農林水産分野の重要５品目（米、麦、牛肉、乳製品、甘味資源作物）などの聖域及びパイナップルを関税撤廃の除外品目として確保すること。
2. 国民の食の安全が損なわれないよう、食の安全・安心の基準を守ること。
3. 国内林業・国内水産業の経営に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮すること。
4. 誰もがいつでも安心して適切な医療を受けることができる国民皆保険制度を堅持すること。

以上、決議する。

平成26年3月10日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣
内閣官房長官 沖縄及び北方対策大臣

以上。

- 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから「決議第1号 TPP交渉に関する要望決議」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第1号 TPP交渉に関する要望決議」は、原案のとおり可決されました。

- 議長 久田浩也君 休憩いたします。

（休憩時刻 午前10時08分）

- 議長 久田浩也君 再開いたします。

（再開時刻 午前10時08分）

これから報告を行います。

一般質問通告順、8番 與那嶺好和議員から今帰仁中学校吹奏楽部楽器保管室の設置について。一般質問の取り下げの申し出がございましたので、それを許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

日程第2、「一般質問」を行います。

順次発言を許します。8番 與那嶺好和議員の発言を許します。8番 與那嶺好和議員

○ **8番 與那嶺好和君** 先に通告しました一般質問について、2点目のほうをやりたいと思います。

2点目の景観条例についてでございます。役場より各字を訪問して、村内の景観を損ねてはならないものについて説明があり、建造物の高さやブロック塀の高さの制限、その他いろいろ出ていました。

そこで、私が思うに既存の建物が景観を損ねているところがあり質問します。

その場所は、中央公民館（教育委員会研修室ホール）の屋根の上にある。丸太で組まれた物体です。聞くところによりますと、それはつる性植物をはわす棚だそうですが、つる性植物ははってなく全くその機能はなしていない状態です。近寄って見ると長年風雨にさらされ、腐っているところがほとんどです。台風時に飛ばされたら大変危険です。

将来、つる性植物がその上をはったとしても、台風時の風圧にはもちこたえられないと思います。撤去した方がよいのではないかと思います。村長の見解をお伺いします。

○ **議長 久田浩也君** 教育長。

○ **教育長 新城 敦君** ただいまのご質問にお答えいたします。

中央公民館は象設計グループの設計で昭和50年に完成をしています。計画では暑い沖縄の夏を涼しく快適に過ごせるようにと、四方に窓ガラスを配置し、屋根は全面に木組みのパーゴラに、ブーゲンビリア、パッションフルーツ、ウッドローズ、藤などのつた類ではわすようになっていました。

当初は、ウッドローズが全面を覆い、黄色い花を咲かせていましたが、やがて、その木組みのパーゴラは朽ちて撤去されています。その後、象設計グループに関係する大学の教授がボランティア学生を募集し、現在の木組みのパーゴラをつくっています。植物はブーゲンビリアを植栽しそこにはわす計画でありましたが、残念ながらブーゲンビリアは広くはっていかず、現在の状況になっています。ご指摘のとおり木組みは朽ちている場所があり、早目に撤去していきたいと思っております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 8番。

○ **8番 與那嶺好和君** この屋根の上にブーゲンビリアとかいろいろな植物を植えてやる予定だったんですけども、途中で枯れてしまった。これは一番は管理不足ですよ。植物というのは、堆肥なんか入れないと育たないんですよ。わかりますか。人間と同じなんです。植物も栄養をとらないと育たないんですよ。ただ植えたらそれだけでなくて、あとの管理が大変なんです。この管理が至らなかったから、枯れているわけです。そうは思わないですか。答弁を求めます。

○ **議長 久田浩也君** 社会教育課長。

○ **社会教育課長 上間恒章君** ただいまの質問にお答えいたします。

最初に植えましたウッドローズですね。それは木組みが朽ちたんですよ。本当に全面覆っていたんですけども、これ朽ちたものですから危険ということで、全部ウッドローズを撤去して、当分の間木組みも何もやってなくて、先ほど教育長のほうから答弁がありましたように、大学生がボランティアでこの木組

みを設置したわけでありませう。ブーゲンビリアは結構、一応は勢いよくは伸びてはいくんですけれども、残念ながらこの木組みにははっていかないんですよ。3回ほど黒いテープでくびってはわそうとしたんですけれども、本当に伸びていなくて、もうそのままになっている状態ではあります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 重くて丸太が折れたと。そしてブーゲンビリアもやったけどだめだった。その設計によれば、設計者がもっとよく考えて設計しているでしょう、設計上。設計上はですよ。しかし重みに耐えられなくて落ちたと。そういうことも考えられますか。設計ミスだったと、あの当時はですね。1回ははってやったけど、重みで取れた。そしてまた元のようにつくってやっているんだけど、それからもうはっていないですよ。ずっとそのままですよ。設計ミスと思わないですか。そうしたら。重みで折れたことは。

そしてまた村長、お伺いしますが、景観条例は今帰仁村には向かないのではないかと思います。なぜかといいますと、農地法、そして農振地で網をかぶせてありますよね。そしていろいろなもの考えたら、これで十分ではないかと思います。農地法で。

今、耐用光熱の天底につくっている、喜屋武材木店のそばに行ってみてくださいよ、景観。また湧川と呉我山に行くところの道ですね。石積み、景観条例通っていると思いますか。条例違反ですよ、あれ全部。だから今帰仁村には、都市ではなくて純農村ですから、景観条例よりは農地法と農振地で網をかぶせているんだと。それで十分ではないかと。そうでなければ、あれ全部撤去して直させないといけませんよ。

そして地元の人がお家をつくりたいと。農振地、農地法にひっかかるからできないと。こういうところたくさんあるんですよ。そしてお家も150坪以上はつくれないと。そうすると空き地ができるわけです。どうして発展していくんですか。今帰仁村は。農業立村ですけれども、ある程度は緩和もやられてですね。今はいろんなところでひずみが出ていると思うんですよ。次男、三男がお家をつくりたいけど、今帰仁村で。農地法、農振地にひっかかってできない。景観条例にも違反したらだめと。こういうことを考えたら、景観条例ではなくて、農地法と農振地にひっかからないで、もっと緩和も必要だと思うんですよ、人口をふやすためには、財政的にも。一軒お家をつくれれば、そこに住む人が来る。最低四、五名は来るんですね、親子。そういう面からでも景観条例というのは、やはり今帰仁村には必要ないんじゃないかという気がするんですけれども。そして農振地とか農地法、ちょっとは考えて、やはり農振地にも適用しないところがたくさんあると思います。だからこの景観条例というのは、私はこれにひっかけてやっているんですけれども、やはりこの設計上も悪いと思います。設計で持つというようにつくったのが、重みで壊れた。これは課長、どう思いますか。私は設計上、持つというようにつくったと思うんですけれども、つくったら重みでもたなかった。そうしたらそれ以上の設計をしてつくるのが本当でしょう。ただあれ補修しただけでしょう。大学生が前のように。そしてまた同じことになるんじゃないですか。だからこういう面もいろいろと考えたら、景観条例というのは、今帰仁村はなじまないと。天底の太陽光熱のつくっているところ。喜屋武材木店の後ろのほうに、行ってみてください。あれ景観条例に絶対に違反していますよ。トンプロック6段積んで、残骸はそばにおいて、下の。ああいうところにも、こういうところは見えるんですよ。うそと思ったら、パトロールがあるでしょう。あれなんかはただイナシミーしているんですか。今帰仁村

をただ回っているだけですか、調査は。ああいう工事現場に行っ、景観条例に違反しているか、していないか。見るのも必要ではないですか。だからこの景観条例というのは、農地法、農振法にひっかかっているし、また緩和も必要だと思います。課長と村長、答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時23分)

社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

決して、設計上のミスではないと思っております。昭和50年につくられたものなんですよ。それは屋外なものですから、どうしても木で組むと先ほどの質問にありましたとおり、やはり老朽化して朽ちてくるんですよ。例えば鉄筋でも錆びてなくなりますので、決して重みでやったのではなくて、やはり年数が経ってしまって、腐れてしまって落ちたんですよ。そういうことで、決して設計ミスではないです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

景観条例につきましては、これは必要性があると思っております。そしてそれを施行するに当たりましては、各字での説明会をして、各地域の意見を集約して、その条例には取り入れられていると思っております。先ほど議長からもありましたが、これは議会での議決があつての施行でありますので、ご理解をさせていただきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時24分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時24分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 私が聞きたいのは、可決はやっていますから、緩和はできないかということなんですよ、農地法、農振地にもかかっているものだから、これはもう議会でも議決、前回でやっていますからできないと思いますけれども、緩和はできると思いますけれども、どうですか。答弁を求めます。

そして決して設計ミスではないというけど、木は使いもんで、やればあの重みでまた2回目つくったんですよ、あれは。そしたらこれからははっていないわけです。ずっとそのまま。

このままだったら何十年ももちますよ。腐れ落ちるまで。しかし今見たら、どんなですかあれ。ミー トーありますか。景観条例に違反している。そうは思わないですか。あれもし台風で飛ばされた場合には、役場に飛んでくるんですよ。役場かどっちに行くかわからないですが。私は早目に撤去したほうがいいと思いますけれども、また予算の問題でという感じですけれども、予算の問題ではないんですよ。万が一、被害を与えたら、これ以上の予算が賠償されてしまうんですよ。それで私は、景観条例のあれでやっていますけれども。答弁もう一回求めます。

そして村長、やはり今帰仁村はもうちょっと、景観条例もいいんですけども、農地法とかあれにひっかかっていますよね。次男、三男がお家をつくりたいと言えはやはり農業委員会にかけて、できるようにするのが、今帰仁村の人口の増にもなるし、税収も入ってくるし、いいんじゃないかと思ひますけれども、

どう思いますか。私はその点について。

そして150坪という、建築は。そしたら空き地ができるわけです。お家をつくるときに、そういう空き地が非常に買った人なんかは、もったいなくてですね、もう一軒つくろうと思ってもつくれるかどうかもわからない。条例に違反している。そういうのはやはり農振地は必要だと思うんですけど。もうちょっと緩和をして、早目に今帰仁村につくりたい人は、地元で緩和してつくれるような体制も必要ではないかと思えますけれども、答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

景観条例違反ではないかということでありまして、決して景観条例違反ではないと思っております。あれ景観をよくしようと思って、やはりはわして、逆にやったのがたまたま伸びなくてやってはいますけれども、やはりブーゲンビリアは実際に植えてやっているんですよ。大分、何カ所かはちょっと数えてないんですけども、保健センターとの間にあるブーゲンビリアは、勢いよく伸びてはいるんですけども、残念ながら屋根の上には伸びていかないんですよ。そういう感じで景観条例違反ではないと思っておりますけれども、では台風が来たらすぐ飛ばされるのではないかということですが、私は早目に撤去したい。予算云々ではなくて、職員でも早目に撤去をしまいたいと思っております、以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

景観条例につきましては、先ほども申し上げましたように、これは非常に必要だと思っております。と言いますのは、景観をどうするかというのを、これまでは条例がなく、なかなか指導もできなかったわけですが、これからはいろんな指導をしながら、今帰仁村の豊かな自然と調和したそういう村づくりができたかなと思っております。その中で農地法との関係であります。農振の見直しにつきましては、これは5カ年に1回の見直しもあります。そういう中で非常に柔軟的に対応をされていると思っております。地域の皆さんが農地を転用して住宅をつくる場合には、それなりに転用許可がおりているのかなど。そういうふうにも思っております。そういう意味で、景観条例と農地法とはちょっと別の法律でありまして、まだ與那嶺議員が話をしているもう少し住宅をつくりやすくしたらどうかということにつきましては、農振地域の見直しの中で十分対応されていると。また対応していきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 社会教育課長、決してあの景観条例に違反していないと。あれは立派な違反ですよ。あれを全部の人が見て、景観に違反していると言っているんじゃないですか。そうじゃなければ、社会教育課長、管理上やっていないということになりますよ。どこか一部はすごく早いところもありますよ。畑でもそうですよ今。アマフマムイするところたくさんあるでしょう。そうであればちゃんと管理をして植えてやってみてくださいよ。肥やしも入れてですね。管理者が立派にすればブーゲンビリアでも何でも生えますよ。そしてまた重みでペシヤンコになりますよ。何回もテストするのが経験ですよ。「撤去します」というのは、みっともないから撤去しますでしょう。景観に悪いからということでしょう。決してそうじゃないと言わないでですね。

もう景観に悪いから撤去しますと言ってくださいよ。そしたら認めますよ。でなければ私は何回でもやりますよ。村長、5カ年に一遍と言いますが、59歳までは銀行からも融資できるんですよ。銀行からお家をつくりたいからといって、借りて。そしたらあと1年というときに農地法でひっかかって、農振地の網にひっかかっているからできないと言われてたら、もうできないんですよ。この5カ年に1回の見直しというときには。だからそういうところは多目に見て、結局那覇にいた人がUターンをして、今帰仁村にお家をつくりたいという人はたくさんいるんですよ。そういうためにも、やはり優先的にちょっとは多目に見てつくらそうとか、そういうことを言っています。私は。年齢もあるんですよ。お家をつくるためには、銀行から借りるときですね。そういうことがあるものだから、できるんだったら農振地をはずして網のかかっているところは、やはり民間の近くでしかつくらないと思いますので、ただちょっと離れたところにつくるとか。民家からですね。そういうことで聞いているわけです。ただ道の幅があつて、側にまた畑があるから、土地は買っているんですよ。農振地にひっかかっているからできないと。そういうところがあるんですよ、仲宗根にも。

だから前にも墓の件で私がやったときに、仲宗根は闘牛場から向こうは、西は部落で墓地団地と墓地公園と決めて今帰仁村がもうやる前にも仲宗根は部落で全会一致で決めて、それで今闘牛場の東側の仲宗根の渡喜仁との堺から中学校の後ろまで土地改良をやられたところ、向こうは住宅地にしようと、部落で決めているんですよ。これ仲宗根の部落の常会で全会一致で決まったことなんです。しかし農振地にかかっているからできないということもあって、いろいろ問題が出ているわけです。こういうところは大目に見れないかということなんです。そしてそのためには、1カ所のところ買わないといけないんですよ。そして農振地にひっかかるからできないと言われてですね。そして今度は150坪以上の墓地ができるわけです。そういう面があるから利用するためにはやはり大きく買ってできる。野菜とかいろんなものができるような。結局、この土地を買わないとお家につくれないということで、今待っている人がいるんですよ。それは二世帯住宅なんですけれども。それが150坪できかないです。どんなお家をつくるかわからないですよ。そういう面もあるからやはり最大限に土地を使うような、そういう活用するためには。もうちょっと緩和も必要ではないかなということ聞いております。またそれは区長の印鑑も必要でしょうし、いろんなところも必要とするわけです。「お前、気に入らないからお前には印鑑押さないよ」と言われたらおしまいですから。そういう面は村長、大目に見れるか、見れないかですよ。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

景観に悪いんじゃないかということでもありますけれども、この木組み自体は決して景観には悪くはないと思っておりますけれども、ただ老朽化して、腐れてきているものですから、これは早目に撤去しないとイケないということで、それで早目に撤去していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ただいまのご質問ですが、今農地の転用の件でのご質問だと思っておりますが、この農地の転用につきましては、これは農業委員会の権限でありまして、行政がかかわるとするのは非常に難しい状況だと思

ております。ただ農振の線引きについては、行政がやるわけでありますが、これについても地域からの要望を受けながら、県との最終的には県と調整をして、やはり優良農地を守るというのが第一なんです。そしてお家とか、そういうものをつくらせるという中で、県との調整をする中で、この農振の線引きをするわけでありますが、転用については、これはすべての権限が農業委員会にありますので、行政の長としてちょっと考えてくれないかということについては、非常に難しい状況があるというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 「老朽化しているから撤去する」のではなくて、「景観に悪いから老朽化して撤去する」と何で答えられないんですか。老朽化しているから、片付けるのではなくて、撤去するのではなくて、景観にも悪いからやるわけでしょう。老朽化しているということは、景観にも悪いということでしょう。そうじゃないですか。何ではっきり言わないんですか。「そうです」と。

じゃあ、老朽化してもほったらかして飛ばしてもいいんじゃないですか。あれ肥やしになりますよ。腐れて落ちたらですよ。景観に悪くなければですよ。「景観に悪いから、老朽化もしているし、撤去します」とはっきり言いなさいよ。何でこれが言えないんですか。でなかったらこのままずっと置いていたらいいんじゃないですか。景観が悪くなければ…。認めなさいよ、そんなのは。はっきり。「景観に悪いから、老朽化もしているし、景観にも悪いから撤去します」と。そう言えば一言で終わりですよ。あと9分しかないですよ、これ。はっきり言ってください。「景観にも悪いし、老朽化もしているし、撤去します」と、はっきり言ってくださいよ。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時43分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時43分)

社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

8番議員から質問がありましたとおり、「長年風雨にさらされて腐っているところがほとんどです」と。して「台風時に飛ばされて大変危険です」というふうに質問しておりますよね。だから景観には決して悪くないと思っております。私の持論であります。だから台風飛ばされて危険だから、例えば変なところに例えばガラスが割れたり、人に当たったり、車に当たったり、大変危険なものですから、やはり早目に撤去をして、景観に悪いから撤去するのではなくて、これ老朽して朽ちているものだから、危ないものだから撤去していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時43分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時43分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたしたいと思っております。

農業委員会は村長部局と全く違う農業委員会の部局がありまして、その職員の任命についても、農業委員会の会長であります。そういう意味では全く違う権限の違う部局でありますので、村長が転用のときに、「ああしたほうがいい」とか「こうしたほうがいい」とかということは言えませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 「景観にも悪い」と一言いえばいいですよ。ただ「腐っているからやる」と。答弁にはこう書かれていますけれども、「景観にも悪いから、もう撤去します」とはっきり言いなさいよ。じゃあこのまま置いていたほうがいいんじゃないですか。危険、私は言っているでしょう。危険でもあるし、景観にも悪いから撤去したほうがいいんじゃないかと。答弁書にはちゃんと書いてありますけどね。やはり「景観にも悪いから撤去します」と。「腐っているから撤去します」というのではなくて、「景観にも悪い」と、何で一言、言えないんですか。腐っているのはわかる。ちゃんと私は質問していますでしょう。腐っているから、景観にも悪いから撤去したほうが、どうですかと。

「撤去」というのは、「景観に悪い」から撤去しなさいと言っているわけでしょう。腐ってもいるし。放置しても悪くはないと思うのであったら、置いていたほうがいいですよ。ただ一言こっちに「景観にも悪い」からと、入れたらどうですか。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

だから私は「決して景観に悪い」とは思っておりません。木組み自体はとても私はすばらしい景観だと思っております。先ほど教育長が答弁したとおり、象設計グループの関係の教授が、学生を募って、本当にボランティアで全部、資材も全部出して全部組み立てたわけですよ。それが景観悪いということは、私は絶対思っておりません。これはやはり先ほどから答弁したとおり、これやはり危険だから、台風に乗せられたり、危険だと思われるので、繰り返すようでありますけれども、早目に撤去していきます。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 これは私が一般質問しているわけではないですよ。住民からの声で、私は代表で言っているんですよこれ、代表で。

課長は景観に悪くないと言っていますが、住民から悪いからと、腐ってもいるし悪いからと。それで台風時に危険だから飛ばされるからということで一般質問をしているんですよ。住民からの声なんです、これ。すばらしいのであれば、置いていてくださいよ。撤去しなくていいです。そのとき、もし災害があった場合は、弁償したらいいんじゃないですか。すばらしい景観だったら。

住民から景観にも悪いし、腐ってもいるし、撤去したほうがいいからということで住民から一般質問があって、「質問やってくれ」ということで、私はやっているわけです。象設計グループが何も関係ないですよ。一般住民からの声なんです、これは。それに対してやはり「景観にも悪い」からということを行っているじゃないですか。すばらしかったら置いていてくださいよ。どうなるか。あとは堆肥になる。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

住民から8番議員にいろいろ提案があったと思いますけれども、私のほうにも「景観はいい」という住民もいます、はっきり言って。そして本土の学生がすばらしい建物だなということ、夏休みにまだまだ見学しに来ます。そういった意味で、だから先ほどもお答えしたとおり、台風時に危険ですので、撤去し

ていきたいと言っているわけです。先ほど言ったように木組み自体は「景観には悪くはない」と思っております。だからそのまま置いていたほうがいいんじゃないかと言っておりますけれども、私は「危ないから撤去していく」と。そういうことを答弁しているわけでありますので。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時00分)

次に、内間利三議員の発言を許します。3番 内間利三議員。

○ 3番 内間利三君 平成26年第1回定例会において、先に通告してありました2つの事項について、質問いたします。

1. 有害鳥獣の農作物被害対策について。1. マングースの対策について。④カラス対策については、現在予算をとって対策していますが、マングースの対策についても同様な対策をとるべきだと思うが、どう考えておられるか、伺います。⑤尻尾の買い取りをしてみてもどうかと思いますが、考えを伺います。

2. 茸第2生産施設の運営状況について。1. 当初計画の生産高に対する現在(12月まで)の生産高について、伺います。

2. 収支状況(12月まで)について伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 1. 有害鳥獣の農作物被害対策についてのご質問にお答えいたします。

本村では、平成24年度沖縄県鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用して、マングース用箱わなを20基購入しました。

村広報を通して告知を行い、現在、野菜農家を中心に17基貸し出しております。当該農家より、捕獲したマングースの頭数の報告を受けております。

さらに、平成26年度鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金事業の要望を県へ提出しております。この事業が採択された場合は、1頭1,000円で買い取ることが可能となります。

マングースの尻尾(しっぽ)を提出させることで、捕獲頭数の確認する方法が考えられます。

次に、2. 茸第2生産施設の運営状況についてのご質問にお答えいたします。

高鮮度、高品質な県内茸(きのこ)への需要が高まる中、カロリーが少なく食物繊維が多いという特性から健康食品として注目を浴び、時流にあった有望な特産物であります。

村内林業の振興を図るため、村内で生産しているエノキに続き、大規模生産が可能なエリンギを生産する目的で、茸第2生産施設を整備しました。同施設については、平成23年3月10日に平成22年度沖縄北部活性化特別振興事業として国へ交付申請を行い、同年3月11日付で交付決定され、平成24年5月16日に竣工し、平成25年1月18日付け「農業生産法人株式会社マッシュファームなきじん」と茸第2生産施設賃貸契約書を交わし、同年3月29日に操業を開始しております。

さて、年間計画生産高は164トンで、4月から12月までの生産高は62トンとなっております。

また、12月までの収支状況につきましては、収入が5,983万6,739円、支出が5,593万2,299円で、差引390万4,440円の利益が出ております。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ **3番 内間利三君** ただいまの村長の説明、答弁にもありましたが、いろいろマンガース対策については箱わなもつくってあるんだということで、農家に貸し出しもしているんだということであるんですが、このマンガースは畑にあるイモ類ですね、タピオカとか、クーガイモとか、それにニンジン、ジャガイモ、ブロッコリーまで食い荒らすということで、農家から「これは大変だからとぜひ村もどうにか対策してもらえないか」ということで、私は一般質問をしているんですが、この人によると1年で何十匹も獲ったんだという報告がありました。

それで村としては、この答弁にもあるように、「事業がとれたら1頭1,000円で買い取るのが可能となります」とあるんですけども、この可能というのを事業がとれたときには、買い取りますということで、受け止めていいのかですね。可能というのは、結果的にも不可能もあるし、可能性が高いということではあるんですけども、できない場合もあるという聞き方もできますので、ぜひその答弁を求めます。

それと2番目の、第2茸施設の運営についてなんですが、答弁にある数字というのは、ちょっと自分のほうでは計算したときにはちょっと、これ本当ですかなということで、間違った数字ではないかとあります。この最初の計画では、エリンギ茸と黒あわび茸の両方の生産ということでスタート、計画ではあったんですが、現在はエリンギ茸だけの生産だけになっておりますよね。だからこのエリンギ茸の生産だけで、村長の答弁の年間164トンで、4月から12月まで62トンという実績があるんだということなんですが、それで収支報告のほうで、収入が5,900万円余り、支出が5,500万円余りということで、利益が出ているんですが、この計算も大変おかしな計算ではないかと思えます。この計算には、この生産支援委託業務ということで補助金が出ています。その金額も含まれて計算されております。収入にですね。これを省いていくと、相当なマイナス要因になりますので、その計算はちょっと、本当に正しいのかどうか。最初の答弁ですね。その答弁を求めます。

○ **議長 久田浩也君** 村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** ただいまのご質問にお答えいたしたいと思えます。

マンガースの買い取りについてでございますが、この事業が採択された場合に買い取りするのかということですが、この事業が採択されないと、なかなか難しいのかなというふうに考えております。今後これはカラスについても、北部の市町村で連携をしてカラスを減らしていこうということでもあります。そして今回もこれは北部の市町村が連携をしてマンガース対策をするという中でこの実績が上がってくると思っていますので、北部の市町村会でもこの問題についても提案をいたしまして、早目にこの事業が採択できるように頑張っていきたいと。努力をしていきたいというふうに考えております。

茸の件につきましては、経済課長から答弁をさせたいと思えます。

○ **議長 久田浩也君** 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時11分)

○ **議長 久田浩也君** 再開いたします。 (再開時刻 午前11時11分)

経済課長。

○ **経済課長 小那覇安隆君** ただいまのご質問にお答えいたします。

収支報告ですね。この場合は収入に沖縄県の緊急雇用特別対策事業ですね。この収入も入ってございます。それで今、名目上、黒字が出ているような状況でございます。ちなみに沖縄県緊急雇用特別対策事

業で補助事業の分は、この1年分は3,224万円ですね。ちなみに12月まで支出されているものは2,403万6,000円を投入をされております。したがって、2,000万円ほどの補助がないと、2,000万円ほどの赤字というふうになります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 1点目の有害鳥獣の農作物被害に対する対策については、村長の答弁にありましており、これは今婦仁村だけでは減っていかないでしょうと。対策としては、これは北部の市町村全体的に呼びかけしてやっていくんだということでありますので、ぜひこれは実現して欲しいと思います。

それと現在、箱わな20基つくってあります。それをもっと補助事業が出るともっとつくる計画であるのかですね。

それと、頭数の報告があるということなのですが、現在いくらぐらいの頭数が捕獲されているのか。答弁を求めます。

それと2点目の第2茸生産施設の運営についてなんですが、課長の説明のとおり、補助がなければ2,000万円ぐらいの赤字なんだと。それは自分もこの計算上、そうなるでしょうとっております。補助事業というのは、この1年限りということ聞いておりますので、そのあたり大変だということでもあります。

それと最初は、このエリンギ茸と黒あわび茸、両方でということなんで、生産量としては1点になっておりますので、これを生産量は相当数の数を上げていかないといけないとっております。この164トンだけでは絶対、運営も不可能だと思います。だからこの黒あわび茸だけの分もプラスされるということになっていくと思うんですが、それぐらいのことをしないと、絶対的に運営が不可能ではないかというちょっと懸念をされますので、そのあたり村当局として、どういう手助けというのか、どういうふうにもた事業者からとの打ち合わせでなっているのか。その答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時16分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時16分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目のマングース対策についてでございますけれども、現在、貸し出ししている農家のほうから報告を受けているものを、今の現在、ざっと足し算をしますと200頭程度ですね。200頭程度の報告を受けております。今のところ箱わなの数としては、20基つくって17基貸し出ししておりますので、今のところは足りている状況ですけれども、ご指摘のとおりこういう事業にのせた場合には、もっと希望者が出る可能性もありますので、その時には適切に対応していきたいと思っております。

2点目の茸第2生産施設については、ご指摘のとおり今のところ補助事業がないと非常に厳しい状況ということは、現場の者とも確認をしております。この補助事業は1年限りということでありますので、その辺も考慮しながら検討しないといけないということで、まずは先週も現場踏査でも、現場のほうからもあったように、月産12トンというまあまあ普通といたしますか。12トンで単純に掛ける12×12で144トンと。

162トンの計画には、90%程度になるということで、生産については、まずまず計画に近づいていくだろうと。現場踏査でも話がありましたように、生産も順調に伸びるけど、またこの出荷の単価等々について課題があるということの報告を受けています。この辺については、村としましては、いろんな販売についても、いろいろ課題があることを承知しておりますので、いろいろ情報を提供しているような状況もございます。

それと、このエリンギ茸と黒あわび茸ということでございますけれども、黒あわび茸についても、今後生産に向けてこの生産者と県と村とで、3者、4者一緒になって、この生産方法について、どういう取り組みがあるかということで、調整会議は持っております。村としましては、そういうふうに直接的というか、間接的含めて、具体的にこの委託、受託業者とのマッシュファームなきじんと、情報交換をしながら支援を考えていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの3番 内間利三議員の質問は、すでに3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。3番 内間利三議員。

○ 3番 内間利三君 課長の報告でこのマンガースについては、200頭の報告があるということであるんですが、うちの部落で個人的に50頭獲ったという方もいらっしゃるんですよ。そういうものからすると、報告の対象にならなかったのかという感じもするんですが、対象というよりは報告がなかったのかなということなんですけれども、これからもぜひ事業をとってこの北部の全市町村で捕獲事業を実施するように村長に、村長もう一度、固い決意を述べてもらいたいと思っております。

それと茸生産について、このエリンギ茸はほぼ生産量がいくんだろうということであるんですが、やはり報告書なんかを見るとまだまだのようでありますので、それもぜひ軌道にのせるように。村当局もぜひ頑張ってこの事業がスムーズにいくように、指導協力をしていってもらいたいと思っております。

それから黒あわび茸も生産する方向でいくということでもありますので、ぜひこの計画通りいって、この従業員が安定した職場になるように、皆さん、村当局も手助けをしながら、ぜひ工場の存続、現会社の頑張りを期待して、自分の一般質問を終わります。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

マンガース対策でございますが、これは農作物被害が非常に甚大だと、このように認識をしております。先ほども答弁しましたように、これは1市町村では対応が難しいと思っておりますので、マンガースについても、早目に買い取りができるように北部市町村会で話し合いをしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時24分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時25分)

次に、山城 太議員の発言を許します。9番 山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 平成26年第1回定例会に当たり、先に通告しました件について、お伺いいたします。

1点目に、古宇利小中学校の跡地利用についてであります。①古宇利小中学校跡地利用計画を伺います。

2点目に、食材の地産地消についてであります。②学校給食における村内生産食材の使用状況は、どのようになっていますでしょうか、伺います。

3点目に、観光振興についてであります。③村観光協会が設立し2年が経ちました。観光マップやインターネット等を駆使し、動画等含めた情報の提供・発信、また民泊については、例年4から5校で約750人程でしたが、次年度26年度には約20校、約3,000人へ増加、27年度にはさらに伸びるものと予想され期待しております。その他にもいろいろな事業調査、面白そうなイベント企画も進んでいるようです。このような状況の中、現在の観光協会には2名の職員しかおらず今後2名での対応は非常に厳しい状況でしょう。また現在の補助金、委託事業では3名以上の雇用も無理とのこと。今議会での村長施政方針の中にも、「観光の有機的なつながりによる村おこしの拠点づくり」や他にもところどころで、観光振興への力強い言葉がありました。観光協会との連携支援等それらを含め観光振興の具体的なビジョンを伺います。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 それでは古宇利小中学校の跡地利用計画のご質問にお答えいたします。

古宇利中学校は、ほか3中学校とともに平成15年3月31日に廃止され、平成15年4月1日に今帰仁中学校に統合しました。古宇利小学校につきましては、平成25年3月31日に廃止され、平成25年4月1日に天底小学校に統合しました。古宇利区からの要望で、教育委員会管理のもとで、古宇利区が利用できる状態に保存することが申し出されていまして。

間もなく閉校から1年を迎えることから、教育委員会管理から村役場管理に移管し、跡地利用計画審議会につなげていきたいと思っております。

続きまして、2点目の食材の地産地消についてのご質問にお答えいたします。

村給食センターにおける食材の購入は、県給食会、そーれの会、与那嶺青果、他業者から仕入れております。また、豆腐、肉類、海産物、スイカ、クワンソウ酢漬などの食材はほぼ村内産で、野菜類、果物類については、そーれの会が村内農家から食材を探してもらい購入している状況です。

食材は、価格・規格・量と言われていますが、使用する量を確保するのに困難な場合があります。食材探しは村内産、ヤンバル産、県内産、国産、輸入物の順に業者に依頼しています。

特に野菜、果物については、そーれの会や与那嶺青果に1月前に献立計画をもとに村内農家からの食材探しを依頼しています。

今後も地元産の食材を使用するためにも事業者及び生産農家等の協力を得ながら安定的な購入ができるよう検討していきます。地産地消の推進に向けて努力をしていきます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 観光振興についてのご質問にお答えいたします。

「第二次今帰仁村観光リゾート振興計画」に基づき、地元商工会や農家とのネットワークを構築し、地域資源を活用した特産品開発や着地型観光ツアーの創出につながる目的で、平成24年2月20日に今帰仁村観光協会が設立されました。同協会の主な活動といたしましては、これまで民間で行われていた民泊事業の窓口を一本化し、同協会が窓口となっています。平成26年度民泊予約確定が17校、2,065名との報告を受けております。

平成24年度、村単独運営補助金256万3,000円、沖縄県緊急雇用創出事業を活用した（地域資源活用ビジネス事業）で490万2,000円、一括交付金事業による（民泊・体験型観光受け入れ基盤事業）で218万850円、合計で964万5,850円の財政支援を実施しました。

平成25年度は、村単独運営補助金650万円、沖縄県緊急雇用創出事業を活用した（地域資源活用ビジネス事業）で63万1,000円、一括交付金事業による（民泊・体験型観光受け入れ基盤事業）で719万円、合計で1,432万1,000円の財政支援を実施しております。

平成26年度も引き続き、当初予算ベースで村単独運営補助400万円、一括交付金事業による（今帰仁村体験型観光振興事業）で813万4,000円、合計で1,213万4,000円の財政支援を予定しております。

同協会との連携体制といたしましては、個々の実行委員会の中にかかわっております。

例といたしましては、「今帰仁ハーリー大会」「今帰仁村総合まつり」「今帰仁・伊是名・伊平屋三村交流事業」「グスク桜まつり」「古宇利島ハーフマラソン」等のイベントに関連した企画立案等に加わっております。

観光振興のビジョンとしては、「第4次総合計画」で、自然環境、伝統的集落環境、歴史・文化遺産などの地域資源を生かした観光振興を将来目標と示しております。その目標の実現に向けて、既存イベントの活性化や新規イベントの創出について、観光協会や村民の意見を拝聴していきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 再度、質問いたします。

まず1点目の古宇利小中学校の跡地利用計画なんですけれども、廃校になって1年経過するんですが、その間、そういった審議会等々はなかったのか。

それとその間に問い合わせや使用の要望とか、そういった件は何件あって、具体的にその計画はどのようなものだったのか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時34分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時35分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えいたします。

質問の、この1年間この審議会が開催されたかというご質問ですが、その会議は開催しておりません。今、学校の施設の管理として跡施設として、教育委員会のほうで管理をしておりますが、3月末に閉校して以来、学校のほうは建設工事の資材置き場や現場事務所としての業者からの申請があり、借用をさせておりました。

その他に、古宇利の団体のほうで観光に来た学生を受け入れて、研修を受けたりという報告、そういう利用はされておりますが、具体的な跡利用の計画に対する申請は出されていない状況です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時37分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 答弁漏れがございました。

跡利用に対する問い合わせは、私が聞いている範囲では1件ございました。まだ具体的な審議会にはなっていないので、どういった計画があるのかということで、計画書のみを教育委員会のほうに提出してきた方がいらっしゃいました。

スポーツ関係の宿泊施設として、研修施設として利用したいという構想を持っているという提案が1件ございました。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 今、課長からの最後の答弁で1件とかの問い合わせとかがあったようなんですけども、これは正式に受理されたんですか。求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 まだその計画は構想段階で、またこちらのほうで正式に受け付けすべきものではないと思ひまして、資料として受け取っております。正式受け付けではございません。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 これは跡利用計画審議会なんですけれども、正式にいつから立ち上げて、いつまでをめどに進めていくのか。お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

跡利用計画審議会については、いつごろ立ち上げていつぐらいまでやるかという具体的な質問でございますけれども、現在、教育委員会で管理している行政財産でございますので、具体的にいつからいつまでということはございません。行政財産から普通財産に移った時点で、またその利用計画について、期間を定めるわけではないんですけれども、立ち上げて検討していきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 再度、総務課長のほうに。

教育委員会管理から役場管理には、いつ移管されるのでしょうか。この最初の答弁では、もう閉校から1年を迎えることから教育委員会管理から役場管理に移管すると書いてあるんですけども、これはいつごろの予定でありますか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前11時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前11時40分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

現時点では、あくまでも行政財産でございますので、学校教育課長のほうから答弁をさせたいと思ひます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えいたします。

一番最初に教育長のほうから答弁がありましたとおり、古宇利区からの要請もあり、当分の間は、地域の方が自由に使いやすいように、教育委員会のほうで管理をしてほしいという申し出がありました。その

約束がまだいきっておりますので、具体的には古宇利区と調整をしながら教育委員会から役場へ移す時期なども相談をしながら、できるだけ速やかに対応ができればというふうに思っております。まだ時期的には未定です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 そうであるのであれば、最初の答弁で「まもなく閉校から1年を迎えることから」という、その言葉というのは、今の答弁とそぐわないような気がするんですけども、その辺のようにお考えですか。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 地元、古宇利区に対してもその管理を移管したいと申し出、教育委員会のほうから連絡をしております。まだ具体的には、古宇利小学校の閉校式典の解散総会、実行委員会の解散総会がございまして、その中で確認をして解答いただけると聞いておりますので、その時期が解散総会を今月3月中には開くということを知っておりますので、今月中には何らかの形で返事が返ってくるというふうに考えております。それを受けて教育委員会として役場サイドと、その管理移管について協議をして進めていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 では、今月中に古宇利から何らかの返事があるということなんですけれども、古宇利区のほうから、現状で教育委員会管理のもとでという話になった場合は、そのままの状況になっていくのか。その辺の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 古宇利区からの教育委員会のほうで管理をしてほしいという、その申し出に対しては、古宇利小学校の閉校の予定の中で2カ年計画で調整をしていき、その平成25年中に閉校ができるということで、当初進めておりましたが、子どもたちの学習環境の整備を考える上で、1年でも早く閉校したほうが良いという結論が出まして、当初2カ年予定で調整する予定が1年で閉校になってきています。その間、当初平成25年中の閉校の予定が早くなったので、その1年間という期限がその教育委員会が管理すべき期間だったと理解してしまっていて、古宇利区のほうもそのままの状態では、跡利用計画が進みにくいというのはご存じですので、古宇利区の理解は得られるものだと考えております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 小・中学校跡地はとて素晴らしい場所にあつて、すばらしい景色もあるし、これは審議会を早急に立ち上げて、期間を早急に決めて、いろいろと対応されたほうが村益にかなうものだと思いますけれども、その辺も加味して今後の跡利用計画審議会の進め方で、利用の決定のあり方、この辺の期日をどのあたりに落とすのかという、再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

跡利用審議会についての具体的な期日の質問でございますけれども、現時点ではあくまでも行政財産でございますので、期日等は申し上げられませんけれども、行政財産から普通財産に移管された場合には、

利用計画が出たときには、遅滞なく速やかに審議会を立ち上げて、検討していきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 2点目の質問に移ってまいります。学校給食における村内生産食材の使用状況なんですが、これすべてにおいて、すべての食材の何割、何パーセントが今帰仁産、今帰仁生産のものなのか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えいたします。

今、現在のところ、すべての食材に対する村内産の割合は、ちょっと統計上出せておりませんが、平成25年度の購入実績で豆腐、肉類など挙げておりますけれども、その購入金額が130万円というふうに報告を受けております。

すみません。今の130万円というのは、平成25年度の現在までの購入金額です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時48分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時49分)

9番。

○ 9番 山城 太君 再度質問します。

ただいまの130万円の詳細の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えいたします。

豆腐、肉類、海産物、魚とかスイカ、クワンソウの酢漬などの平成25年度に購入した金額として130万円と給食センターのほうから連絡、報告を受けております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 豆腐、肉、海産物、スイカ、クワンソウ等のトータルが130万円で、ほかに野菜、果物等について、総額、全種類の総額はどのぐらいになっていますでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えいたします。

全種類の報告はただいま受けておりません。申しわけございません。村内産に限って、さきに調べましたので、その金額のみの報告が手元にあるぐらいです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 総額がわからないで130万円と言われても、どれぐらいのものなのか、全然わからないわけです、私たちは。これ聞いても仕方がないので。調べたところによりますと、例なんですけれども、中城村のほうでは野菜に限りますけれども、以前は10%が村内生産の野菜を使用していたようです。地産地消に力を入れるということで、すぐに45%まで、地元産のものがふえたという話もあるので、今帰仁村もそういうふうに努力さえすれば地産地消、すぐに図られると思います。そして最近では、ところどころで無人販売もありますよね。答弁の中にも価格・規格・量と言っているんですけれども、価格・規

格・量というふうなものの中の規格というのは、どのような意味の規格なのでしょう。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えいたします。

その規格に関しては、もちろんいろいろ商品、食材にもよりますが、給食に使われる例えば魚でしたら、その魚の大きさを統一するとか、そういったものを指しているというふうに理解しています。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 その規格の中に野菜も含まれると思いますけれども、規格外の野菜と先ほど言ったような無人販売というのは、結構な量を売られているわけです。それを安く大量に購入するよう努力をして、今帰仁村にできるだけ先ほど言った地産地消、今帰仁村のものを食べて、今帰仁村にお金を落とすような仕組みをしていただければ、末端の農家、個人農家でも、小さい農家でも多少なりとも収入はふえると思います。その辺の努力というか、進めていく考えはないのか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えいたします。

村内の零細農家でも対応できるような食材の提供をということで、給食センターのほうからは現在、その会の会や与那嶺青果を通して、できるだけ村内の農家から食材が供給できるような形で、1月前からさがしてもらっています。それを献立の計画もございますので、その献立の計画に合わせた形で食材探しに協力してもらっていますし、またその事業者からまた農家へもそういった作物の提供もできるような形で協力を依頼していると聞いております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 それというのは先ほど規格外ということで理解してかまわないでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えいたします。

農産物に関しては、できるだけ良質といいますか、その形のそろったものがよろしいかとは思いますが、例えばエリンギ等でしたら、その規格外のものを仕入れて給食センターのほうで調理をしていると、そういう食材も仕入れているという報告が来ております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 エリンギは何といたしましょうか。エリンギは規格外でもかまわないけど、野菜は規格に沿ったものがないというふうな内容ですね、今の答弁は。

野菜のほうは規格にそったものを選んでいるということですか。それとも規格外でもかまわなくて探しているという意味でしょうか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えいたします。

農産物に対しては、量のほうがウエイトが高いのかなと受けておりますが、給食センターからはそんなに厳しく「規格、規格」というふうに食材さがしで条件をつけていることではありません。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 わかりました。

食材、全種類今帰仁村内で生産されれば、一番いいかと思しますので、今後とも学校給食における地産地消の推進に向けて努力していただきたいと思います。

次に3点目の観光振興についてでありますけれども、村長のほうから力強い言葉をもらったんですけれども、平成25年度の村単独補助金が650万円、平成26年度は400万円になっているんですけれども、これだけ観光振興、観光立村とか、そういうのをおっしゃっているんですけれども、この減額された理由、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

当初予算でのベースでの村単独運営補助金400万円、これ減になった理由は、この次にあります一括交付金事業による今帰仁村体験型観光振興事業で813万4,000円というものが計上されております。合計で1,213万4,000円の支援が予定されておりますが、そういう意味での補助事業による減額であります。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 村単独が400万円で、一括交付金によるのが800万円余り。一括交付金が多少ふえていると思うんですけれども、一括交付金がふえたから何でわざわざ村単独の補助金を減らすのか。両方ともふやせばもっと活発な観光協会の運動ができるものと思えますけれども、合計も200万円余り減っていますよね。何か村長の施政方針と矛盾しているような何か、力を入れているのか、力を入れているのか、ちょっとわからないような気がするんですけれども、今後単独の補助金、補正でももっと上げるような考えはないのか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この答弁書にもありますように、当初予算ベースでの村単独運営補助金、これにつきましては人件費であります。それについては約束といいますか、村単独で出しましょうと。そして今帰仁村体験型観光振興事業の中で、813万4,000円、これには人件費2人分も含まれております。

そして今年度のこの民泊事業につきましても、17校、2,065名が入りますので、そういうことも含めて、村としてはこの力を入れているというふうなことではないということをご理解をいただきたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 わかりました。

村長のほうから今、民泊の話があったんですけれども、民泊を受けるには法的に最低でも、簡易宿泊施設の認可をもらわないといけないわけです。年々ふえてくる民泊事業なんですけれども、これ認可をもらうには約2万2,000円余り、費用がかかるんですよ。その辺の住民に対して民泊が受けられる住民家庭に対して、補助とか、支援とか、金銭的なその辺のお考えはないか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後0時01分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後0時02分)

村長。

- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今帰仁村体験型観光振興事業の中に、50万円は入っております。

- 議長 久田浩也君 9番。

- 9番 山城 太君 50万円というのはこの、先ほど私が質問をした簡易宿泊施設の認可を得るための50万円でありますか。

- 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後0時04分)

- 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後0時04分)

村長。

- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

直接補助ではなくて、手続するとき、なかなかこの農家とかが難しい手続がありますので、それに行政書士にお願いするという中で50何万円か計上されております。

- 議長 久田浩也君 9番。

- 9番 山城 太君 それでは個人への補助はなくて、全体的な支援という内容なんですかね。であるなら個人負担はかわらないわけですよ。ということは、支援しないという意味ですよ。答弁を求めます。

- 議長 久田浩也君 村長。

- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この事業につきましては、観光協会との打ち合わせとか、いろいろ説明がされている中で、個人にではなくて、手続が非常に煩雑でありますので、それに対しての行政書士に対するこの支払いというふうに考えております。

- 議長 久田浩也君 9番。

- 9番 山城 太君 これは何件分ですか。

- 議長 久田浩也君 村長。

- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

件数については、はっきりしていないところがありますので、今は答弁できないような状況であります。後ほど、資料がありますので、提出をしたいと思います。

- 議長 久田浩也君 9番。

- 9番 山城 太君 最後になりますので、強い要望だけして終わりますけれども、ぜひ所信表明、方針の中にもあったように、観光振興の発展のために、もっと強いリーダーシップを発揮して、村長のほうが今帰仁村を観光協会を、そして商工会を引っ張って、まとめて今帰仁村の観光発展のために寄与していただきたいと思います。以上で終わります。

- 議長 久田浩也君 暫時休憩いたします。

(休憩時刻 午後0時07分)

- 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後1時30分)

次に、與儀常次議員の発言を許します。1番 與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次君** 平成26年第1回今帰仁村議会定例会にあたり、先に通告いたしました2点について、質問いたします。

一括方式で行います。1. について、訂正をお願いします。「検診」の「検」を、「健康」の「健」に訂正をよろしくをお願いします。

1. 乳幼児の健診と子育て支援センターについて。(ア) 健診率は何パーセントですか。

(イ) 子育て支援センターの利用状況について。お伺いいたします。

2. 役場職員の民間会社への研修について。(ア) 新職員及び若い職員の研修について。今後どのように考えておられますか。お伺いします。

○ **議長 久田浩也君** 村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** 與儀常次議員のご質問にお答えいたします。

村では母子保健法に基づき、次の乳幼児健診を実施しております。

乳児健診（乳児期に2回受診、おおむね生後3カ月から6カ月と、生後8カ月から11カ月。ただし満1歳未満まで受診することができる。）を対象に、年4回実施しております。受診率は平成24年度は対象者173名で83.2%です。

1歳6カ月健診（1歳6カ月から1歳8カ月。ただし満2歳未満まで受診することができる。）を対象に、年6回実施しております。受診率は平成24年度対象者92名で82.6%です。

3歳児健診（3歳4カ月から3歳6カ月。ただし満4歳未満まで受診することができる。）を対象に年6回実施しております。受診率は対象者106人で95.3%です。

(イ) 子育て支援センターの利用状況について。

子どもを取り巻く環境は厳しく不安定な時代ですが、「ほっとできる場所」ひとりで悩まずお互い助け合って楽しく子育てしましょう！をモットーにして、子育て支援センター「じんじん」は、子育てについての相談や指導、情報提供、親子の交流等をとおして、子育て世代の負担の軽減を図るための施設として今帰仁保育所に併設されております。平成22年4月1日、今帰仁保育所と同時に供用開始し、4年が経過しております。

現在の利用状況は、平成26年3月現在、62組の親子（内子ども80名）が登録して利用しております。利用者は、楽しく子育てができるよう情報交換をしたり、子育ての悩みを共感し、交流を深めております。

2. 役場職員の民間会社への研修について。

(ア) 現在、役場職員の民間会社への派遣研修については、考えておりませんが、役場職員が民間会社の経営戦略や知識、危機管理意識などを習得することができるよう民間会社職員の講話などを取り入れた職員研修に取り組んでいきたいと考えております。

また、多様化していく住民サービスに対して、的確かつ迅速に対応していくため、さまざまな分野での知識の習得は不可欠であると考えております。そのため、引き続き沖縄県介護保険広域連合及び沖縄県後期高齢者医療広域連合へ職員を派遣するとともに、今後は北部広域市町村圏事務組合や沖縄県への派遣等を前向きに検討し、職員の資質向上に努めていきたいと考えております。

また、新採用職員の研修につきましては、沖縄県町村会で実施しております市町村新規採用職員研修

(5日間)の必須参加、そして村独自で実施しております新規採用職員研修の充実を図っていきたくと考えております。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 再度、質問したいと思います。乳幼児の健診と子育て支援センターから質問していきたいと思います。

3カ月から6カ月と、8カ月から11カ月で83.2%と、次に1歳6カ月から1歳8カ月と2歳未満までというのが82.6%と、そしてやっと大きくなった3歳児から4歳児ということで、受診率が3歳児以上は、95.3%ということとなっておりますけれども、受診に来ない家庭の方々を今後どういうふうに健診させる方法、それと何らかの悩み、問題がある家庭が多いと思っております。

全国的には虐待云々の家庭のデータをとりますと、何らかの悩みがあるから虐待につないでいるということもありますので、来ていない方の調査も大事だと思っております。せっかく少子化で元気に生まれた子供を、ぜひ健康に育てるためには受診率100%のところを目指すべきだと思っておりますので、再度答弁を求めたいと思います。

次に、子育て支援センターの利用状況ですね。村長の答弁では「じんじん」が頑張っていて、相談指導、情報提供しながら、親子交流をやっているということでもあります。62組の親子が80名ほど頑張っているということですが、その他の方々はどうなっているか。保育所に入れている子どもたちがこっちに通っているのか。

それと保育所に入らないで、お家でお母さんたちがともに子育てしている、このお母さんたちが一緒に来て利用しているのかですね。わかる分で結構ですので、説明を求めたいと思います。

今帰仁村は前々から、人材をもって財産とするという言葉があるんですけども、本当に今後この子どもたちとともに、育みながら育てるためには、小さいときからのケアが大事だと思っておりますので、ぜひ役場と村民が一体となった子どもの対策も必要だと思っておりますので、再度答弁を求めたいと思います。

次、役場職員の民間会社への研修について。新人職員並びに若い職員の民間の研修について、どう思いますかということで、村長から答弁をいただきました。今、民間会社の講話など、それとさまざまな分野の知識習得は不可欠であるということでもありますので、私が聞きたいのは、すぐ大学、学校終わって、採用試験で合格して、苦勞もしないで役場に入った人と、民間で何らかの難儀、苦勞をして役場に入った人との役場の接し方が違うという方もおりますので、民間企業はいろいろ研修あります。講習ではなくて、自分の体で覚える研修ですね。今帰仁村の民間会社に1カ月もしくは半年ぐらい、民間で難儀をして、どれだけ難儀をしてこれだけの給料をもらうかを自分で確認しながらできたらいい職員が生まれると思っております。100点テストでとって、実践に臨んだときに、地域の接し方が違うと思っておりますので、ぜひ肌身で感じて難儀をして、これだけ難儀したら民間でこれだけしか給料なかったということも、これも勉強のひとつだと思っておりますので、ぜひ今後は検討すべき課題だと思っております。

今、村長の答弁には沖縄県への派遣と前向きに検討し、職員の資質向上に努めたいということでもありますけれども、これも大事だと思っております。いろいろな町村から県に出向、勉強に行っている地域もある

と聞いております。那覇市も行っているという話を副村長もやっていたので、ぜひ今帰仁村も広域連合云々では、私が言うのではありません。ぜひ答弁にあるように、県にも派遣をして、県からもいい人材がこっちに来て、職員といろいろ県のパイプもとれますので、県からも今帰仁村に来るような方法にできたらいいなと思っております。いい若い職員がテストであたって、窓口に就く職員と、いろいろ地域で苦勞をして、住民と接し方が違うという一般の意見もございますので、この点について、答弁求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは1点目の乳児健診の件についてでございますけれども、乳児健診につきまして、乳児0歳児、6カ月から8カ月、受診されていない方が平成24年度で29人いらっしゃいました。

それから1歳6カ月健診の対象者の中では16人が未受診でありまして、3歳児健診に受けていない方が5人いらっしゃいました。乳児健診につきましては、議員もご指摘のとおり、子どもの内科の健診であるとか、発達の程度とかを見る段階的に発達の段階的に診る健診でございます、非常にあと就学とか、そういった関係にも非常に影響をもつような健診であります。

未受診者の方々の対策としましては、各字の母子保健推進員であるとか、それから保健師が新生児訪問の折に、健診の重要性などを説明して、受診の勧奨を進めているところでございます。どうしても受けられない方々も、中にはいらっしゃいます。議員もご指摘でございますけれども、その中に児童虐待の関係も持ちまして、今帰仁村のほうでもその対策も取り組んでいる関係者が振り返ってみますと、健診を受けていないので、健診を受けさせながら、そういった親子の子育ての相談とかも乗っけていこうということで、家庭への保健師を通じての介入だとか、臨床心理士を通じての介入とか、いろいろ試みているところでございます。その関係がありまして、ぜひ乳児健診を受けていただいて、100%達成すれば、その後の成長に応じた指導も的確にできるかと思っておりますので、今後100%になるように努力してまいりたいと思います。

あと、子育て支援センターの利用状況につきましてですけれども、子育て支援センターの利用については、保育所に通っていない方々が主でございます。その主な内訳としましては、地域での核家族等によりまして、子育ての相談とか、そういった身近な場所で相談ができる環境にない。そのために子育て支援センターも設立しておりますので、その中で地元出身の母親が17人。本土から嫁いで来られた方が7人、本土からの移住の方が12人、県内からの移住が9人、里帰り出産してそのまま子育て、しばらく村内でやっている方々が7人、ほかの市町村から今帰仁村ではこういった取り組みをしているよということで、口伝えていらっしゃる方が10人おりまして、62組の親子がおのおのの子育てについての考えとか、話し合いをしながら、和気あいあいと子育てに楽しんでいる場として活用していただいているところであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

役場職員の民間への研修ということですが、先ほど答弁いたしましたように、研修は大変必要だ

とこういうふうに考えております。職員の資質の向上を図るためには、待遇含めていろんな意味で研修させたほうがいいというふうに考えております。

そして村としても、これまでいろんな講習会等もして先生を招聘して、講話もさせたりというのもやっております。そして新職員の採用につきましては、先ほど申し上げましたように町村会での研修、そして今帰仁村でも新規採用の研修、採用職員の研修等も図っておりますが、派遣については、やはり一番県に出向させて勉強させた方がいいのかなと考えております。

その次に広域であります。広域は今、北部連携促進事業という事業を非常にこうやっておりますので、国との関係を含めて非常に職員の研修というか、資質の向上につながるというふうに思っております。また実績もございます。そういう意味では、優先して県と広域に派遣をしていきたいということでもあります。職員数にも限りがありますので、何名いかすということは難しい面があります。そしてこの前、三役会議でも、採用の時点で少し余裕をもって採用していきたいと。そうすることによって、派遣がスムーズにできますので、そういうことは今後検討をしていきたいと、このように思っております。民間につきましては、どちらを優先するかというのは、今後検討させていただきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 再度、質問したいと思います。

健診ですね。これは本当に100%実施してもらいたいです。同じ子どもでも最初の子どものときはなかったけど、2番目のときに、ちょっと言葉を話すのが遅くなって、別の子どもたち比べて悩んで、母親がお家から出ないということもある事例が出て、1番目の子どもは立派に子育て終わったんだけど、2番目のときは子どもがちょっと発育が遅くて、自分で悩んでしまってますね。そういう事例もありますので、ぜひ行政で「お家を回りました」とはがき等を入れながらやれば、また「はがきもらって来ました」という方もおりましたので、別の事例では、そういう感じでなるべく母親が健診をしながら、子どもたちの健康を考えながらやってもらいたいと思っております。来ないのは何らかの原因があるから来ないと思っておりますので、私は、悩んでイライラして、子どもに当たって虐待というのがはじまっているということで、テレビにもありましたので、ぜひともに悩みながら、ともに子育てできる環境づくりも行政の努めと思っておりますので、ぜひ少ない子どもをみんなで育てる環境づくりも大事だと思っておりますので、再度答弁を求めます。

次に、職員の研修ですね。村長が言ったのは、まさに正しいことだと思っております。特に県への派遣はぜひ実行してもらいたいなと思っております。これによって職員が勉強して、持ち帰って今帰仁村の活性化につながればいいなと思っております。一番難しいのは民間への派遣だと思っております。これが一番大事なことだと私は思っております。民間でちょっと苦勞させてもらいたいですね。ぜひ、10万円もらうにはどれだけ苦勞してもらえるかという形もありますので、ぜひまた役場と違った社会教育も民間ではあると思っておりますので、今後そういう方法で検討をしながら、村民サービスに向けて本当に行政と今帰仁村がひとつになった住民サービスができたかなと思っておりますので、再度答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

質問の要旨としましては、乳児健診100%達成するためには、達成して母親等の育児の不安を取り除くように頑張ってもらいたいということであるかと思えます。私たちの福祉保健課といたしましても、今体調不良等によって受診できないケース、母親がお仕事でどうしても都合できないケースもあるということは認識しております。そのためにも今は小児保健協会とも連携もしながら、今4回やっている回数を1回増やすとか。隣町本部町との本部町においても同じような悩みがあるということですので、スタッフの費用対効果というか。スタッフの有効活用ということで共同健診も今模索しながら今進めているところでございます。もちろんはがきによる通知もやりながら、できたら他の健診、歯科健診も保健センターでやっておりますので、歯科の健診も受けない、それから他の予防接種も受けない。乳児健診も来ないというのは、非常にハイリスクの可能性が高いので、その点につきましては、家庭にこういう健診がありますという形で、母親との信頼関係を持ちながら、健診の意義を含めて説明をして受けてもらうように努力しているところでございます。ぜひ100%の子どもたちが受診をして、発達の喜びとか悩みを早期に解決できるような態勢をつくっていききたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

村民の多様化した住民サービスに対して、的確に迅速に対応するには、やはり職員の研修と申しますか。人材というか。これが大変重要だと思っております。そういう意味では、民間に研修、そして県に出向というのも、ひとつの選択肢だと思っております。そういう意味では、これまでも研修、そして出向もさせましたけれども、もっと職員が派遣できるような態勢をとって、今後とも職員の人材育成のために頑張っていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 次に、山内 聡議員の発言を許します。7番 山内 聡議員。

○ 7番 山内 聡君 平成26年第1回今帰仁村議会定例会に、先に通告をしてありました3点について、一問一答方式で質問したいと思います。

1. コミセン周辺の駐車場整備について。①コミセン東側と教育委員会西側及び郵便局道向かいの駐車場舗装の計画がないかお伺いします。

2. 今帰仁城跡周辺の「桜のオーナー制」について。①前にも一般質問しておりますが、「桜のオーナー制」について、どう考えておられるのか。お伺いします。

3. 仲尾次水溜橋の改修とその上流の冠水対策について。①仲尾次水溜橋は石積みアーチ式の上に橋がかかっているが、工法等はどのようになっているか、お伺いします。

②仲尾次水溜橋上流付近は大雨のたびに冠水しているが、その対策はどのようにするのか、お伺いします。

③水溜（沈砂池）の計画はあるのか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 コミセン周辺の駐車場整備についてのご質問にお答えいたします。

駐車場の舗装について、現在計画はございません。しかし、降雨時には水たまりができ利用者に不便をきたしていることは認識しております。

舗装計画につきましては、教育委員会西側の駐車場は農村公園の多目的広場のため、県との協議が必要と考えられます。

残りの2つの駐車場につきましては、面積が3,636平方メートルあり、1,000万円近い工事費が試算されますので、財政状況を勘案して舗装計画を進めていきたいと考え考えております。

次に、3. 仲尾次水溜橋の改修とその上流の冠水対策についてのご質問にお答えいたします。

①仲尾次水溜橋は、1950年ごろに建設された石積みアーチカルバートとなっており、平成23年度橋梁長寿命化修繕計画策定業務の調査結果において、老朽化によるひび割れや剥離が見受けられることから、村内の橋梁の中で、もっとも修繕優先度が高いため、平成26年度に整備する計画であります。このことから概略的に工法を検討した結果、ボックスカルバートを設置する計画であります。

ボックスカルバートは、詳細設計時に流域計算から断面決定し、通水能力を確保していく予定であります。

②の質問にお答えいたします。仲尾次水溜橋上流側は、排水路が整備されておりますが、排水路内に土砂が堆積し雑草が繁茂している状況で、大雨のときは通水断面を阻害して、冠水被害を起こしている状況にあると考えられます。

仲尾次水溜橋から上流まで土砂と雑草を除去して、通水断面を確保していく必要があります。維持管理について、財政措置ができるように調整して浚渫を実施していきたいと考えております。

③の質問にお答えいたします。

仲尾次水溜橋の上流側に以前は、水溜があり貯水の役目を果たしておりましたが、現在は埋められて土地利用されております。

仲尾次水溜橋上流は、崎山土地改良区や仲尾次土地改良区の一部の流域から雨水が流入してくる状況にあります。排水路沿いに沈砂池の計画は現在ございません。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時02分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時04分)

教育長。

○ 教育長 新城 敦君 今帰仁城跡周辺「桜のオーナー制」についてのご質問にお答えします。

平成22年第1回今帰仁村議会定例会において、オーナー制をぜひ実行していきたいと答弁をいたしました。平成23年10月に第3駐車場兼次小学校の1年生25名、6年生15名に桜の苗を約100本植栽させ、各自でネームプレートに名前を書き設置しました。以後、桜は順調に成長していて、平成28年ころには花が咲く木があると思います。また、今泊区民による今帰仁城跡線、県道115号線沿いに桜を植栽し、各自のネームプレートを立て管理をしています。第4駐車場周辺の空きスペースを利用して、村民や希望者にオーナーになってもらう考えもしていましたが、早めに周辺整備が必要と思い、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金等を活用し、業者に委託し約165本の桜を植栽しました。今年はその桜が咲いた木もありました。現在、桜を植栽できる場所が少ないため、検討していきたいと考えています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時07分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後2時07分)

7番。

○ 7番 山内 聰君 教育委員会の西側の農村公園の多目的広場ということでありますけれども、経済課の管轄ですか。どこの管轄なのか伺います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

ご指摘の公園は、農村総合整備モデル事業で整備されて、補助事業を受けております。今のところ管轄は経済課で管轄をしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 県と調整をしなければいけないということですが、舗装はしなくても芝生とか、植えるのは可能ですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

当該農村公園は、補助事業で整備をしている関係上、補助金の適化法との関連も出ます。現在、駐車場で利用しているものですから、芝生というのは適当かどうか。今すぐお答えというのもあれですが、その辺は検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 いろんな意味で芝生も難しいと、そして舗装も難しいということですので、現状としては駐車場みたいな感じで、何とかいいますかコーラルというんですか、押さえてやっておりますよね。それも考えれば舗装なり、ほかのことも可能かどうか。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、コーラル舗装でやっておりますけれども、この間の20年近く経過している中で、降雨によるたびに目つぶし材といいますか。そういった細かいものが流出をして、小さなれきが突起をして、歩行にもちょっと支障を来しているんじゃないかと認識しております。そういう中で、舗装ということですが、先ほども申し上げましたとおり、金額は約1,000万円近くかかると。これは財政状況を勘案するんですけども、わだちとか、そういった水溜まりができている場所については、再度コーラルを入れるなりして、補修をして対応したいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 今の現状を改修するというか、何か補修といいますか。補修していつている中で、特にあの場所を埋めて、めちゃくちゃではないけど、とめ方が悪いんですよ。主に役場職員とか外来者の方もコミセン利用者もとめられますけれども、私が何で取り上げたかと申しますと、例えばの話、ロープで線引きしたりして、うまく活用したほうがいいんじゃないかという趣旨で、一般質問をしておりますので、これはコミセンの西側も東側も含めてでありますけれども、ロープによる線引きといいますか。整備をしていただきたいという希望をします。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

駐車車両の区画線、それについては、ロープ等を利用して区画ラインを設置していきたいと思っております。

そして一番、来訪者が支障を来して感じているのが、コミセン東側だと思っております。その場所については、財政と早急に詰めて、駐車場が3つあるんですけれども、最優先として早急に対応できるように財政と調整していきます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聡君 2に移りたいと思っております。

私は以前に質問しているわけですが、オーナー制の意味について、ちょっと伺いたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

オーナーですので、自分のものという感覚ですね。それで自分で管理をしていくと、桜を植えて管理をしていくというのがオーナー制というふうに自覚をしております。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聡君 課長が答弁しておりますが、この答弁書にもありますように、兼次小学校の生徒に植栽とか、約165本の植栽したりとか整備しているのはわかるんですけれども、私が言っているのは、ある意味で村外の特に本土の方にオーナーになってもらって、植えたほうがリピーターもふえるのではないかという観点から、以前も質問しましたし、今回もそういった意味で質問しておりますので、この村外の方、もちろん小学校、情操教育の面では素晴らしいと思っておりますけれども、村外、特に本土の方が桜の木を植えて、こっちに愛着といいますか。もって再び今帰仁村の桜まつりなり、年間を通して何回か来てもらうのがいいんじゃないかという趣旨で質問をしております。この点について、意見を伺います。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに7番議員がおっしゃるとおり、村外特に観光客あたりに植えさせて、やはり毎年リピーターで来てもらうのが一番いいかなと思っております。以前にやはり答弁したときにも、やはり観光客とか、一応来訪者にさせようかという答弁もいたしましたけれども、やはり第3、第4駐車場を整備する中で、早目に桜も植栽をしていきたいと。桜まつりのときでも、全体的に桜の本数が少ないということもありまして、先ほど教育長答弁いたしました、ふるさと納税ですね。その中で城跡のことについて、使ってほしいという申し入れもありまして、その中で早目に第4駐車場を業者に委託をして、植栽をしているわけでありまして。やはり議員がおっしゃったことも、よく理解をしているつもりではございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聡君 当局の努力に対しては敬意を表したいと思います。そして私が以前にもちょっと言ったかどうか覚えていないですけれども、城跡の東側ですよ。あそこの地名は、ちょっと度忘れしましたがけれども、斜面にかなりの土地がある方がいまして、ここを提供してもいいとは言わないですけれども、ある程度土地の値段とかありますから、提供ではなくて、売ってもいいという方も中にはいるんです

よ。だからこういう場所とかに植えて、観光客の皆さんとかに植えていただいて、オーナーになってもらって、桜まつりなり普段の日に来ていただいて、特に桜まつりのときに、こっちに桜があれば、自分の桜はあっちに植えているよという感じで、観光客といますか。リピーターがふえるんじゃないかという観点から質問をしております。その土地の確保とか含めて、そこら辺の場所に何かの事業で導入できないかどうか。伺います。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

場所が定かではないものですから、何とも言えませんけれども、今ですね。オーナー制に近いかどうかちょっとわからないですけれども、今帰仁城跡線を改修いたします。今泊の慰霊塔から上の部分といますか。一応城跡までの間の隣接した地主さん、何名かいます。全部調べてはありますけれども、これ一括交付金を活用して、何とか土地を購入して桜を植えられるかということで、文化財担当とも検討しているところではあります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 場所はともかくとして実行していただきたいと思います。

次に、仲尾次の水溜の件ですけれども、こちらは文化財的な価値もかなりあるとは思いますが、どのように考えておられるか。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問にお答えします。

現況の石橋アーチカルバートになっているんですが、これは1950年ごろに建設された古い橋であることから、今回この改修を入れる前に教育委員会の文化財が石橋の調査を入れる予定にしております。この石橋の調査を入れることによって、記録保存が可能になるかと思われま。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 例えば文化財的価値があるとした場合、その橋をそのまま保存するのか。撤去してやるのか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の橋梁の架け替えなんですが、これは平成23年度に調査を入れた段階で、今の石橋のものと、上にコンクリートの蝶番がかかっている、そういう組み合わせの橋になっていて、また石橋自体がこう石が開いているような状況でかなり危険な状態にあるものです。それで村のほうでは、改修の最優先の位置づけになっておりますので、今回改修という形で予定しております。石橋については、調査を入れていきますので、記録保存は可能ですが、あとこれを別の場所で保存できるかということには、かなり技術的な問題もあると思いますので、そういう問題については、また文化財の係のほうとも調整をしながら進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 私も文化財についてはあまりわかりませんので、ただ仲尾次区民としては、か

なり愛着があるんですよ。私が生まれる前からあると思いますので、下をくぐらないと見えないわけですが、若い人なんか特にわからないです。こっちに橋がある自体がわからないわけです。だからそういった次世代にというか後輩に、こういったところにすばらしい工法の橋があったと、何十年かわかりませんが、伝えるためにもぜひ保存してほしいんですけども、保存はなかなか難しいようでしたら、いろいろな手当で考えていただきたいと思います。

次に、上流部のほうは、かなり浚渫しないとだめだと思いますので、答弁書にもありますように、早急になさるということでありますので、ぜひ早目に対応していただきたいと思います。

そして沈砂池の件は、補助事業の何らかにのせられれば、土地購入とかいろいろあると思いますけれども、なぜそういうかという、下流域の環境浄化にもつながると思いますので、はっきり申し上げて、村長の地元でありますけれども、崎山からかなり来ているんですよ。そういうことで村長の責任ではないわけですが、環境面からも含めまして、沈砂池をつくって、やはりよどむ場所がないと、水田でもそうですけれども、水田があればいろいろと環境対策というか、浄化にもなりますので、ぜひこれも補助事業にのせられるかどうか伺います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

ご質問の場所の抜本的な解決ということでご提言ですけれども、確かに「水溜」というぐらいだから、そこにはクムイですか。そういう調整池があったんではないかと推察されるんです。だからこの調整池が結局は畑になって、調整というか、それができなくなって、そういう洪水というのがあると思います。その辺はご指摘のとおり、村単独でというのは非常に難しいところであるし、地域住民の合意形成なり、要請なりを受けた段階で、結構また用地という問題もあろうかと思えます。そういう問題がクリアされるかどうかというものが非常に大きな条件になってくると思いますので、その辺地域のそういう合意形成も受けながら、今後検討できるのではないかと思います。一応、ご提言として承っておきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。お疲れさまでした。

(延会時刻 午後2時27分)